４　生活場面「心や体、命を大切にする」

１．めざすべき姿と現状の評価・課題

**＜めざすべき姿＞**

**障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる**

＜現状の評価と課題＞

　障がい者の高齢化・重度化に伴い、医療へのニーズは高まっています。特に医療的ケアが必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等とその家族も含めて支援を充実させていくことが重要です。

　在宅医療や退院後の生活の支援など医療と福祉の連携が進む中、医療従事者の正しい障がい理解や合理的配慮の提供は必要不可欠であり、障がい者が必要な医療を、いつでも安心して受療できる環境を構築していくことが必要です。

　とりわけ、発達障がいや高次脳機能障がい、聴覚障がいや難病など、症状が理解されにくい障がいについては、障がい特性の理解促進や支援体制の確立に向け、より一層の取組みを進めていくことも必要です。

　さらに、旧優生保護法による優生手術を受けた障がい者への支援については、出来る限り多くの方々に制度を活用していただけるよう、制度周知等の積極的な取組みが必要です。

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）必要な健康・医療サービスを受ける

〇　平成30年度に再構築された福祉医療費助成制度を検証し、国の医療保険制度の動向等を踏まえつつ、医療のセーフティネットや制度の持続可能性の確保の観点から、制度運用に努めていきます。

〇　また、重症心身障がい児や医療的ケア児の人数・ニーズや支援体制の現状を把握し、短期入所の役割やあり方を検討するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携の下、医療的ケア児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備を推進し、包括的な支援体制を構築します。また、医療との連携が必要な強度行動障がいの状態を示す方や高次脳機能障がいを有する障がい児者に対する支援体制を検証し、整備を図ります。

〇　発達障がいについては、医療機関での初診待機期間が長期間に及んでいます。今後、初診待機時間の短縮を図るため、専門医師の養成による発達障がいの確定診断が可能な医療機関の確保や拠点医療機関を核とした医療機関ネットワークの充実等に努めていきます。

〇　障がい者の高齢化・重度化が進む中で、医療と福祉との連携が不可欠となっているものの、障がい者が受診できる医療機関が限定的であったり、診察時等の説明がわかりづらかったりするなど、障がい者への配慮が不足していると感じることがあります。

〇　医療機関における障がい理解の促進に向け、医学生のインターンシップなどにより、障がい者と接する機会を通じて、障がい特性等を知ってもらうことが重要であり、そのような取組みを広げていきます。

○　依存症対策については、大阪依存症包括支援拠点「OATIS（オーティス）」を中心に、予防、相談、治療、回復支援を切れ目なく行うための取組みを行っていきます。

（２）（医学・社会的）リハビリテーションを受ける

〇　障がい者が安心して日々の暮らしを続けていくためには、身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができる環境を整備することが重要です。特に、専門性の高い分野における障がい者へのリハビリテーションの確保等は重要であり、引き続き、医療・保健・福祉などの関係機関の連携により、地域におけるリハビリテーションの向上に努めていきます。

〇　特に医学的リハビリテーションと社会的リハビリテーション（生活訓練プログラム、就労移行支援プログラム）をチームアプローチで提供することが有効とされる高次脳機能障がいについては、大阪府の高次脳機能障がい支援拠点機関（大阪急性期・総合医療センターの障がい者医療･リハビリテーション医療部門、大阪府立障がい者自立センター、大阪府障がい者自立相談支援センター） において治療の当初から地域生活以降までの一貫したリハビリテーションの機会を提供するとともに、蓄積した知見について、医療機関・福祉事業所に対する研修等を通じて普及を図り、退院後も高次脳機能障がい者の生活能力等が維持・向上されるよう支援します。

（３）悩みについて相談する

〇　医療と福祉の両面からのサポートが必要となる障がい児者について、身近な地域での支援や地域での居場所の確保に向け、障がい特性に応じた相談体制の充実を図ります。

〇　外見からは障がいがあるとは分りにくく、現れる症状の種類や程度に個人差がある高次脳機能障がいの支援においては、個別事例に係る支援ノウハウの蓄積が必要であることから、大阪府立障がい者自立センターをはじめ、地域の福祉サービス事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積し、市町村等と共に支援方法を検討し、普及を図ります。

〇　虐待を受けた障がい児について、障がい児入所施設における心理的ケアの提供や、障がいの疑いのある段階から本人や家族に対する継続的な相談支援を実施するなど、障がい児相談支援の質の確保・向上にも取り組みます。

〇　障がい者が抱える悩みや課題が複雑化・多様化する中において、相談支援事業所の役割は重要になっています。市町村の相談支援体制の充実が図られるよう、医療面からの知識をサポートするような専門研修等により、支援の充実に向けた取組みを進めるなど、障がい特性に応じた相談支援機能を充実するとともに、障がい児者のきめ細かで適切な支援につなぐ相談支援専門員の養成を図ります。

医療的ケア児者・重症心身障がい児者の支援

　医療技術が進歩する中、医療的ケア児（※）は増加傾向にありますが、日中一時支援や障がい児通所支援等において医療的ケアができる環境が整備されていなかったり、看護師等の人材が確保できないことなどにより、医療的ケア児者の受入場所が少ない状況にあります。

　また、重症心身障がい児者（※）についても、多くの方が在宅で生活しており、家族の介護負担が多大となっているため、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組む必要があります。

　とりわけ医療依存度の高い重症心身障がい児者等については、人工呼吸器管理などの高度な医療的ケアに対応できる短期入所の利用へのニーズが大きいものの、短期入所での受入体制は脆弱な状況です。

　そのため、大阪府では平成26年度から医療機関が空きベッドの活用による障がい福祉サービスの短期入所（医療型短期入所事業（空床利用型のみ））を実施し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等を受け入れた場合には、その経費の一部を助成しており、令和２年度時点において府内６圏域10病院で医療型短期入所支援強化事業を実施しています。さらに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場を設置し、市町村の協議の場とも連携しつつ、医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援体制の充実につなげています。

その他、医療的ケア児については、専門的な知識や経験に基づいて、関係機関との連携（多職種連携）を図りつつ、生活を支援する医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を実施しています。

重症心身障がい児については、重症心身障がい児を受け入れている医療型児童発達支援センターや主として重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を対象に支援技術の向上を図るとともに、新規で受入を検討している事業所等に対して、支援のノウハウを提供し、重症心身障がい児を支援する事業所等の設置促進を図っています。

　（※）医療的ケア児

　　　　人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児

　（※）重症心身障がい児者

　　　　重度の知的障がい（療育手帳A）と重度の身体障がい（身体障がい者手帳１・２級）が重複している者

**コラム**

３．具体的な取組みと目標

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 |
| （１）必要な健康・医療サービスを受ける　１．医療サービスの充実 | |
| 〇周産期緊急医療体制の整備・充実（地域保健課）  　極小未熟児など重症新生児や母胎・胎児が危険な状態にある妊産婦について、集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するために、産科、新生児科の連携のもと、２４時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制、情報システムの充実を図ります。 |  |
| 〇医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組み（地域生活支援課）  　医療機関に望まれる障がい者への配慮等を記載した「障がい者配慮ガイドブック」等について、様々な機会を通じて関係機関に周知し、障がい特性の理解促進・差別解消を図り、障がいのある方が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう普及・啓発に努めます。 |  |
| 〇障害者総合支援法に基づく自立支援医療費に対する公費負担（地域保健課、地域生活支援課、こころの健康総合センター）  　障害者総合支援法に基づき、自立支援医療の認定を受けた障がい者等の支給対象疾患の医療に要する費用に対し、公費負担を行います。  ・自立支援医療（育成医療）  ・自立支援医療（更生医療）  ・自立支援医療（精神通院医療） | 《参考》  令和元年度実施状況  ＜育成医療＞  件数4,606件  大阪府負担金（１/４負担）  34,614千円  ＜更生医療＞  件数175,009件  大阪府負担金（１/４負担）4,873,870千円  ＜精神通院医療＞  件数 96,055件  医療費支払額  14,814,643千円（うち国庫負担7,407,325千円） |
| 〇重度の障がい者に対する医療費等の公費負担（地域生活支援課）  　医療のセーフティネットの観点から、重度の障がい者が医療機関等の窓口で負担する医療費等の一部を助成する市町村に対し、助成額の１／２を補助します。  　令和３年度から精神病床への入院へ助成を拡充するとともに、平成30年度の福祉医療費助成制度の再構築について引き続き検証します。 | 《参考》  令和元年度実施状況  対象者数149,804人  大阪府補助額（１／２補助）  9,552,931千円 |
| 〇小児慢性特定疾病医療費助成制度による助成（地域保健課）  　小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担分の一部を助成し、患児家庭の医療費の負担軽減を図ります。 | 《参考》  令和元年度実施状況  承認件数 3,293件  助成額 1,096,197千円 |
| 〇難病患者に対する医療費助成（地域保健課）  　難病の患者について医療費の負担軽減を図るため、難病に係る医療費の自己負担分の一部を助成します。 | 《参考》  令和元年度実施状況  指定難病分  交付件数 45,997件  助成額 8,768,513千円  特定疾患分  交付件数 107件  助成額 19,933千円 |
| ○強度行動障がいの状態を示す方及び高次脳機能障がい者に対する医療連携の充実（地域生活支援課）  　服薬管理や医療リハビリテーション等、医療機関との連携の継続が必要な実践事例を検証・整理し、情報提供や共有化を図ります。 |  |
| ○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保（再掲）（地域生活支援課）  　発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図ります。  　拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。  　各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組を推進します。 | 目標値（令和５年度）  登録医療機関での初診待機時間の短縮を図る |
| ○医療連携の推進(健康づくり課)  二次医療圏毎に、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病の患者にかかる医療連携の状況を、地域で診療に携わる医療従事者間で共有する会議を開催し、地域の実情に応じて、連携体制の充実を図ります |  |
| 〇精神科病院入院患者の療養環境の向上（こころの健康総合センター）  　精神科病院入院患者の適正な医療や保護の確保を図るため、精神科病院実地指導や措置入院患者等の実地審査、精神医療審査会の充実に努めます。  　また、人権に配慮した医療提供体制を構築すること等により療養環境の向上を図るため、精神科医療機関療養環境検討協議会において、参画団体等から収集した情報等を検証し、各病院における取組みや実践例についての情報提供や共有化を図ります。 |  |
| 〇精神疾患の早期治療の推進（地域保健課）  　こころの健康や依存症、認知症等の精神保健福祉に関する相談・訪問指導を実施し、医療機関への受診勧奨や日常生活を送る上での援助や社会復帰のための支援の充実を図り、当事者が早期に必要な相談、医療を安心して受けることができるようにします。  　また、夜間・休日において精神科救急医療システムの充実を図り、当事者が適切な医療処置を受けることができるようにします。 | 《参考》  令和元年度実施状況  大阪府精神科救急医療情報センター対応件数  2,695件  夜間・休日精神科身体合併症支援システム利用件数　 250件 |
| 〇大阪難病医療情報センターの運営（地域保健課）  　大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者・家族や関係機関を対象に難病医療に関する電話、面接相談等の患者支援を行うとともに、難病医療提供体制を構築するための連携会議や医療従事者研修等を実施します。 | 目標値  地域のネットワーク強化に向けた研修（会議）：年１回以上 |
| 〇在宅難病患者に対する訪問指導の実施（地域保健課）  　指定難病の医療費助成に係る新規・更新申請時に個別面談などを実施し、患者の状況や支援ニーズに的確に対応した、保健師による個別訪問等の支援を実施します。 | 目標値  新規申請患者への保健師支援において、初回支援基準票に従った訪問の実施 |
| 〇保健所における難病事業の充実（地域保健課）  　難病患者を取り巻く社会情勢を踏まえ、疾患に関する理解と日常生活の質の向上につながるよう難病患者や家族を対象とした難病講演会や学習会、患者交流会といった集団支援を行っていきます。  　また、地域の状況に合わせた医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に向けて、関係機関対象の研修会等を実施し、地域の療養環境整備を図ります。 | 目標値  ・難病講演会の開催：  府保健所において年1回以上実施  ・関係機関を対象とした会議や研修の開催：  　府保健所年1回以上 |
| 〇ハンセン病回復者のニーズに応じた医療・福祉サービスの提供（地域保健課）  　ハンセン病回復者とその家族が地域社会で安心して生活できるよう、誤った知識に基づく差別や偏見の解消に努めるとともに、ハンセン病後遺症による身体障がいの特性を理解した上で個々のニーズに応じた福祉サービスや専門医療が受けられるよう、関係機関との連携やコーディネート機能の充実に努めます。  　ハンセン病後遺症に対し、きめ細かいサービスが提供できるよう関係機関との連携強化や啓発に努めるとともに、安心して受診できる医療機関の充実に努めます。 |  |
| 〇障がい者（児）歯科診療の充実（健康づくり課）  　障がい者（児）が、必要な歯科診療を受けられるよう、障がい者歯科診療体制の充実・確保に引き続き取り組みます。 |  |
| （１）必要な健康・医療サービスを受ける　２．医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実 | |
| 〇医療依存度の高い重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備の推進（地域生活支援課）  　医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻く様々な課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制の下、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの強化に取り組みます。  　また、市町村における医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置支援や、専門人材の育成を行うとともに、府の協議の場を運営し、市町村等と連携しながら課題解決に向けて検討を進めます。 | 目標値（令和８年度）  大阪府医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会の運営・充実  医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置。設置済の市町村の協議の場の充実 |
| 〇保健所における専門的母子保健事業の実施（地域保健課）  　府保健所を拠点として、身体障がい児・慢性疾患児や医療依存度の高い重症心身障がい児その家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がい児者等への支援の充実や障がいの受容や生活の質の向上を図ります。  　また、医療依存度の高い重症心身障がい児・家族等が地域で安心して生活し、生活の質の向上が図られるように、在宅生活を支援する医療機関・地域の関係機関等のネットワーク連携会議を開催します。 |  |
| 〇医療型短期入所の整備促進（地域生活支援課）  医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等の地域生活を支え、家族のレスパイトを実現するために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組みます。 | 目標値（令和８年度）  各二次医療圏域における医療型短期入所事業の実施：８圏域 |
| 〇たん吸引等の業務を行うことができる介護職員等の養成（生活基盤推進課）  介護職員等に対するたん吸引等に係る制度を適切に運用し、障がい福祉分野において医療的ケアに従事する人材の養成や確保を図ります。 | 目標値（令和５年度）  新たに喀痰吸引等を実施する従事者：約3,000人  ※約1,000人×３年間 |
| （１）必要な健康・医療サービスを受ける　３．二次障がいへの対応 | |
| 〇障がい者地域医療ネットワークの推進（地域生活支援課）  　脳性まひにおける二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方など障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進するとともに、医療機関従事者に対する研修会等を実施することで普及・啓発に努めます。 |  |
| （２）（医学・社会的）リハビリテーションを受ける | |
| 〇大阪府内地域リハビリテーションの推進（地域生活支援課）  　身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるよう、大阪府障がい者自立相談支援センターを中心に、保健、福祉、労働などリハビリテーションに携わる関係機関で情報交換などを行い、連携強化を図るとともに地域リハビリテーションに関する情報について広報に努めます。 |  |
| 〇障がい者医療等の推進による自立支援（地域生活支援課）  　大阪府内の障がい者医療・リハビリテーションの拠点「障がい者医療・リハビリテーションセンター」において、医療部門（大阪急性期・総合医療センター　障がい者医療・リハビリテーション医療部門）、訓練部門（大阪府立障がい者自立センター）、相談支援部門（大阪府障がい者自立相談支援センター）が連携し、障がい者医療体制の確保、医療リハビリテーションや地域生活への移行に向けた生活リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、市町村とも連携して障がい者の地域移行や地域生活を支援します。 |  |
| 〇高次脳機能障がい者への支援（地域生活支援課）  　大阪急性期・総合医療センター　障がい者医療・リハビリテーション医療部門において高次脳機能障がいの診断やリハビリテーションを行います。  　大阪府立障がい者自立センターにおける自立訓練を通じて、医学的リハビリテーションや地域生活への移行に向けた社会的リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、専門的な支援技法を蓄積します。  大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、高次脳機能障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な時期にきめ細かな対応をすることにより、安定した地域生活が送れるよう、医療機関、障がい福祉サービス事業所、市町村職員を対象とした研修を行い、地域における生活リハビリテーションの普及を図ります。 | 目標値（令和５年度まで）  医療機関向けの研修会の実施  1回以上/年 |
| （３）悩みについて相談する | |
| ○障がい特性に応じた専門的な相談支援機能の充実（地域生活支援課）  　大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、相談支援従事者研修や市町村研修・関係機関向け研修等の人材育成を通じて、市町村における相談支援の充実を図ります。  　現状において、支援困難な発達障がいを伴う知的障がい者に対し、個々の障がいや行動の特性に即したアセスメントを行い、当事者及び家族の地域での生活の安定につながるよう、市町村や支援機関等に対して具体的な助言及び支援を行います。  　なお、高次脳機能障がいの支援において、個別事例に係る支援ノウハウの蓄積が必要であり、市町村等と共に支援方法を検討し、大阪府立障がい者自立センターをはじめ、地域の福祉事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積することにより、専門相談機関として適切な助言を行います。  　また、医療や福祉の両面からのサポートが必要な精神障がい者や難病患者をはじめ障がい者が抱える悩み・課題は複雑化・多様化しており、研修の充実や相談支援体制の確保に努めていきます。 | 目標値（令和５年度まで）  発達障がいを伴う知的障がい者支援のための研修会を開催  １回以上/年 |
| 〇保健所における相談支援機能の充実（地域保健課）  府保健所において、当事者や家族がこころの問題に関する相談をいつでも安心して受けることができるように相談支援体制の充実に努めます。  　また、地域の関係機関に対する専門研修の充実を図り、地域の支援体制の向上に向けた取り組みを進めます。  併せて、難病及び小児慢性特定疾病医療費助成申請時に面接を実施し、講演会を年1回以上開催するとともに、適切な情報発信ができるように努めます。身体障がい児・慢性疾患児や医療依存度の高い重症心身障がい児その家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がい児者等への支援の充実や障がいの受容や生活の質の向上を図ります。 | 《参考》  大阪府保健所におけるこころの健康相談支援状況  令和元年度  相談実数　 3,061件  相談延べ数　25,879件  訪問実数 883件  訪問延べ数 　3,210件　　　　　　　　　　　　　　　　　　（大阪府９保健所） |
| 〇各種専門相談の実施（こころの健康総合センター）  　こころの健康総合センターにおいて、依存症、自死遺族、発達障がいの各専門相談を行うとともに、ひきこもり地域支援センターにおいて、第一次相談窓口として電話相談を行います。 |  |
| 〇ピアカウンセリングの普及（再掲）（地域生活支援課）  　市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。 | 目標値（令和５年度）  市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数  ４３（すべての市町村） |
| 〇小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリングの実施（地域保健課）  　小児慢性特性疾病児とその保護者に対し、ピアカウンセリングを受ける機会を提供し、疾患に関する不安の解消、軽減を図っていきます。  　また、相談を受けるピアカウンセラーの研修の機会を提供し、スキルアップを図っていきます。 |  |
| ○身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者相談員活動の充実（地域生活支援課）  　研修を通じて障がい者相談員の専門的な相談対応能力の一層の向上と、障がい者相談員の情報交換を図り、地域の実情に応じた活動を支援します。 | 目標値（令和５年度まで）  身体障がい者相談員研修  知的障がい者相談員研修  精神障がい者相談員研修  各年１回実施 |
| ○相談支援専門員の養成（地域生活支援課）  　多様化する障がい児者のニーズを把握し、的確にアセスメント・モニタリングを実施してサービス等利用計画を作成することによって、きめ細かで適切な支援につなぐ役割を担う相談支援専門員の養成を図るとともに、支援に必要な知識の習得や調整能力等のスキル向上に努めます。  　また、医療的ケア児の支援等障がい児者の福祉に係る新たな課題や制度の動向を踏まえ、専門人材としての相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上を図ります。 | 目標値（令和５年度）  相談支援専門員の養成・確保  大阪府内で活動する相談支援専門員数2,500人 |
| ○依存症対策の推進（地域保健課）  　普及啓発としては、依存症の理解を深めるため、若年層を含めた府民への正しい知識の普及と理解の促進に努めます。  相談支援体制の強化としては、依存症に悩む人を支援するための相談対応力を強化します。  医療体制の強化としては、依存症に悩む人を治療につなげるため、依存症の治療が可能な医療機関の充実を図ります。  さらに、相談・治療・回復支援を切れ目なく行うため、自助グループ・民間団体の活動への支援や、さまざまな機関と連携した支援ネットワークを強化します。 |  |